

第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情等を考慮しながら整備及び管理運営について検討するものとします。

また、市本庁舎については、岡山市庁舎を活用し、建部町及び瀬戸町の旧庁舎については、窓口サービスの低下を招かないように十分配慮し、必要な機能の整備を図っていくものとします。